

地方交付税法等の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「消費税及びたばこ税」を「及び消費税」に改め、同条第六号中「当り」を「当たり」に改める。

第六条第一項中「酒税」を「法人税」に、「百分の三十二、法人税」を「百分の三十三・一、酒税」に、「百分の三十四」を「百分の五十」に改め、「たばこ税の収入額の百分の二十五」を削り、同条第二項中「酒税」を「法人税」に、「百分の三十二、法人税」を「百分の三十三・一、酒税」に、「百分の三十四」を「百分の五十」に改め、「たばこ税の収入見込額の百分の二十五」を削る。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「昭和五十八年度」を「昭和五十九年度」に、「平成二十五年」を「平成二十六年」に改め、同項第九号中「平成五年度から平成二十五年まで」を「平成六年度から平成二十六年まで」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号中「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「平成二十五年」を「平成二十六年」に改め、同号

を同項第十一号とし、同項中第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、同項第十五号中「平成二十五年度」を「平成二十六年」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十六号中「平成二十五年度」を「平成二十六年」に改め、同号を同項第十五号とし、同表市町村の項第三号4中「の幼児数」を「及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数」に改め、同項第九号中「昭和五十八年度」を「昭和五十九年度」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年」に改め、同項第十号中「平成五年度から平成二十五年度まで」を「平成六年度から平成二十六年まで」に改め、同項第十一号を削り、同項第十二号中「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「平成二十五年度」を「平成二十六年」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同項第十六号中「平成二十五年度」を「平成二十六年」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十七号中「平成二十五年度」を「平成二十六年」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十八号中「第十九号」を「第二十号」に改め、同表第二十六号中「幼稚園」の下に「(子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十七条第一項の確認を受けたものを除く。)」を加え、同表第二十七号中「の幼児数」を「及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数」に

、「に在学する幼児数」を「及び幼保連携型認定こども園に在籍する小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法第二十条第一項の認定に係る同法第十九条第一項第一号に掲げるものに限る。）の数」に改め、同表第四十号(1)及び(2)中「平成二十五年度」を「平成二十六年」に改め、同表第四十二号中「昭和五十八年度」を「昭和五十九年度」に改め、同表第四十三号中「平成二十五年度」を「平成二十六年」に改め、同表第四十四号中「平成五年度」を「平成六年度」に、「平成二十五年」を「平成二十六年」に改め、同表第四十五号を削り、同表第四十六号中「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同表第四十七号中「平成五年度」を「平成二十六年」に改め、同表第四十八号を削り、同表第四十九号を削り、同表第五十号中「平成十三年度から平成二十五年度まで」を「平成十三年度から平成二十六年まで」に改め、同号に次のように加える。

(7) 地方財政法第三十二条の五の二第一項の規定により平成二十六年において起こすことができることとされた地方債の額

第十二条第三項の表第五十号を同表第四十九号とし、同表第五十一号中「平成二十五年まで」を「平成二十六年まで」に改め、同号(2)中「平成二十五年において」を「平成二十五年及び平成二十六年において」に改め、同号を同表第五十号とする。

第十三条第二項中「当り」を「当たり」に改め、同条第五項の表道府県の項第二号2中「態容補正」を「密度補正及び態容補正」に改め、同項第八号中「昭和五十八年度」を「昭和五十九年度」に、「平成二十五年」を「平成二十六年」に改め、同項第九号中「平成五年度から平成二十五年まで」を「平成六年度から平成二十六年まで」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号中「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「平成二十五年」を「平成二十六年」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、同項第十五号中「平成二十五年」を「平成二十六年」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十六号中「平成二十五年」を「平成二十六年」に改め、同号を同項第十五号とし、同表市町村の項第三号4中「の幼児数」を「及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数」に改め、同項第八号中「昭和五十八年度」を「昭和五十九年度」に、「平成二十五年」を「平成二十六年」に改め、同項第九号中「平成五年

度から平成二十五年度まで」を「平成六年度から平成二十六年まで」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号中「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「平成二十五年」を「平成二十六年」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、同項第十五号中「平成二十五年」を「平成二十六年」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十六号中「平成二十五年」を「平成二十六年」に改め、同号を同項第十五号とする。

第十四条第三項の表市町村の項第二号2中「当り」を「当たり」に改める。

附則第四条の見出し中「平成二十六年分」を「平成二十七年分」に改め、同条第一項中「平成二十六年」に限り」を「平成二十七年」に、同項第五号まで」を「第四号まで」に、「九千億円」を「六千七百億円」に、「第六号から第九号まで」を「第五号から第七号まで」に、「五千七百四十九億七千七十七万円」を「五千八百九十八億八千五百六十万円」に改め、同項第二号中「(平成二十六年法律第五号)」を「(平成二十七年法律第 号)」に、「平成二十六年分」を「平成二十七年分」に、「五千百十二億円」を「三千九百二十六億円」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「平成二十六年」を「平成二十七年」に、「前三号」を「前二号」に、「二兆六千四百三十八億三千七百七十五万円」

を「一兆四千五百二十九億三千百七十五万円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「平成二十六年」を「平成二十七年」に、「三十三兆千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十二兆八千七百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「平成二十五年」を「平成二十六年」に、「三十三兆三千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十三兆千百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「平成二十六年」を「平成二十七年」に、「千七百二十九億円」を「千六百十四億円」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「平成二十六年」を「平成二十七年」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を削り、同条第二項中「平成二十六年」を「平成二十七年」に、「二千三百十七億八千七百四十万円」を「千六百五十八億九千四百九万八千円」に改める。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「平成二十七年」を「平成二十八年」に改め、同条第二項中「平成二十七年」から平成四十一年度まで」を「平成二十八年度から平成四十二年度まで」に、「前項の」を「前項の規定による」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	金 額
-----	-----

平成二十八年年度	三千四百三十六億円
平成二十九年度	三千八百七億円
平成三十年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年度	二千五百三十三億円
平成三十三年度	二千九十二億円
平成三十四年度	千六百五十五億円
平成三十五年度	千二百十六億円
平成三十六年度	八百三十三億円
平成三十七年度	五百二十四億円
平成三十八年度	二百八十四億円
平成三十九年度	百三十二億円
平成四十年年度	三十九億円

平成四十一年度

十二億円

平成四十二年度

五億円

附則第四条の二第三項を削り、同条第四項中「平成二十七年から」を「平成二十八年度から」に改め、
「、平成二十七年にあつては第二項の規定による額から八百二十七億三千六百五十万円を」を削り、
「平成三十八年度までの各年度にあつては同項」を「平成三十八年度までの各年度にあつては前項」に、
「平成四十一年度」を「平成四十二年度」に改め、「、平成四十二年にあつては第一項の額から九百八十三億八千二百五十万円を」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。
附則第四条の三の見出し中「平成二十七年及び」を削り、同条第一項中「平成二十七年及び」を削り、「当該各年度分」を「同年度分」に、「前条第四項」を「前条第三項」に改め、同条第二項中「当該各年度において」を「平成二十八年度において」に改め、同項第一号中「第五十号(1)」を「第四十九号(1)」に、「当該各年度」を「平成二十八年度」に改める。

附則第五条の二第一項の表道府県の項中「八六〇」を「九五〇」に改め、同表市町村の項中「二、二七〇」を「二、五三〇」に改める。

附則第五条の二の次に次の一条を加える。

(人口減少等特別対策事業費の基準財政需要額への算入)

第五条の三 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位 費 用
道府県	費 人口減少等特別対策事業	人口	一人につき 一、七〇〇円
市町村	費 人口減少等特別対策事業	人口	一人につき 三、四〇〇円

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎に

より、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

附則第六条を削る。

附則第六条の二第一項中「平成二十六年」を「平成二十七年」に改め、同項の表道府県の項中「二、三三〇」を「一、五三〇」に改め、同表市町村の項中「一、七〇〇」を「一、四一〇」に改め、同条を附則第六条とする。

附則第六条の三の見出し中「平成二十六年から平成二十八年年度まで」を「平成二十七年及び平成二十八年年度」に改め、同条第一項中「平成二十六年から平成二十八年年度まで」を「平成二十七年及び平成二十八年年度」に、「平成二十六年」を「平成二十七年」に改め、「平成二十七年及び」を削

り、同項第一号中「三兆四千百一億千七百二十九万八千円」を「二兆五千九百二十三億千六百九十八万二千円」に改め、同項第二号中「二兆千八百五十億五千九十五万二千円」を「一兆九千三百二十六億五千二百六万八千円」に改め、同条第二項中第五号を削り、同項第四号中「附則第六条の二」の下に「の規定」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「附則第六条の三」の下に「の規定」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「附則第六条の三」の下に「の規定」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「旧法附則第六条の三」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 平成二十六年における基準財政収入額を旧法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第六条の三を附則第六条の二とする。

附則第七条の四の見出し中「平成二十六年」を「平成二十七年度」に改め、同条中「平成二十六年」を「平成二十七年度分」に改め、同条第一号イ中「平成二十五年地方税法改正法」という。）の下

に「、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）」を加え、「平成二十六年年度」を「平成二十七年年度」に改め、同号口中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）」を「震災特例法」に、「及び平成二十六年所得税法等改正法」を「、平成二十六年所得税法及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）」に、「平成二十六年年度」を「平成二十七年年度」に改め、同号ハ中「平成二十五年所得税法等改正法」を「震災特例法、平成二十五年所得税法等改正法」に、「平成二十六年年度」を「平成二十七年年度」に改め、同号ニ中「及び平成二十六年所得税法等改正法」を「、平成二十六年所得税法及び平成二十七年所得税法等改正法」に、「平成二十六年年度」を「平成二十七年年度」に改め、同号ホ中「平成二十五年地方税法改正法及び」を「平成二十五年地方税法改正法、」に改め、「平成二十六年地方税法等改正法」という。）」の下に「及び地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）」を加え、「平成二十六年年度」を「平成二十七年年度」に改め、同号ヘからチまでの規定中「平成二十六年年度」を「平成二十七年年度

」に改め、同号口中「及び平成二十六年所得税法等改正法」を「平成二十六年所得税法等改正法及び平成二十七年所得税法等改正法」に、「平成二十六年度」を「平成二十七年」に改め、同条第二号イ中「平成二十五年地方税法改正法」の下に「震災特例法」を加え、「平成二十六年度」を「平成二十七年」に改め、同号口中「及び平成二十六年所得税法等改正法」を「平成二十六年所得税法等改正法及び平成二十七年所得税法等改正法」に、「平成二十六年度」を「平成二十七年」に改め、同号ハからホまでの規定中「平成二十六年度」を「平成二十七年」に改める。

附則第九条の二中「平成二十六年度分」を「平成二十七年」に改める。

附則第十一条の見出し中「平成二十六年度分」を「平成二十七年」に改め、同条中「平成二十六年」を「平成二十七年」に、「平成二十六年度震災復興特別交付税額」を「平成二十七年震災復興特別交付税額」に、「附則第十二条」を「附則第十二条第一項」に、「平成二十六年度分」を「平成二十七年」に、「平成二十五年震災復興特別交付税額」を「旧法附則第十一条に規定する平成二十六年震災復興特別交付税額」に、「から附則第四条第一項第九号に掲げる額を控除した額及び同項」を「及び附則第四条第一項」に、「五千七百四十九億七千七十七万円」を「五千八百九十八億千八百五十六千

円」に改める。

附則第十二条の見出しを「（平成二十七年震災復興特別交付税額の一部の平成二十八年度における交付等）」に改め、同条第一項中「平成二十六年度分」を「平成二十七年分」に、「平成二十六年震災復興特別交付税額」を「平成二十七年震災復興特別交付税額」に、「平成二十六年度内」を「平成二十七年内」に、「平成二十七年分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第二項中「平成二十六年震災復興特別交付税額」を「平成二十七年震災復興特別交付税額」に、「平成二十七年分」を「平成二十八年年度分」に改める。

附則第十三条第一項中「平成二十六年度及び平成二十七年分」を「平成二十七年分及び平成二十八年度」に改め、同条第二項中「平成二十六年度」を「平成二十七年分」に、「平成二十六年度震災復興特別交付税額を、平成二十七年分」を「平成二十七年震災復興特別交付税額を、平成二十八年度」に、「平成二十六年度震災復興特別交付税額の」を「附則第十一条に規定する平成二十七年震災復興特別交付税額の」に改める。

附則第十四条の見出し中「平成二十六年度及び平成二十七年分」を「平成二十七年分及び平成二十八年度」に改める。

度」に改め、同条中「平成二十六年及び平成二十七年」を「平成二十七年及び平成二十八年」に改め、「平成二十六年」を「平成二十七年」に、「平成二十六年震災復興特別交付税額」を「平成二十七年震災復興特別交付税額」に、「(平成二十六年法律第五号)」を「(平成二十七年法律第五号)」に、「平成二十五年震災復興特別交付税額」を「平成二十六年震災復興特別交付税額」に、「平成二十六年」を「平成二十七年」に、「平成二十七年」を「平成二十八年」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用
	一 警察費		警察職員数	一人につき	八、四八二、〇〇〇円
	二 土木費				
1	道路橋りょう		道路の面積	千平方メートルにつき	一五二、〇〇〇

1 生活保護費	四 厚生労働費	5 その他の教育費	4 特別支援学校費	3 高等学校費	2 中学校費	
町村部人口	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	高等専門学校及び大学の学生の数	学級数	教職員数	教職員数	教職員数
一人につき	一人につき	一人につき	一学級につき	一人につき	一人につき	一人につき
九、二五〇	二七九、五〇〇	二一四、〇〇〇	二、〇九八、〇〇〇	六、一一八、〇〇〇	六、六六五、〇〇〇	六、二六五、〇〇〇

	2	社会福祉費	人口	一人につき	一三、五〇〇
	3	衛生費	人口	一人につき	一四、九〇〇
	4	高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	五三、一〇〇
			七十五歳以上人口	一人につき	一〇三、〇〇〇
	5	労働費	人口	一人につき	四八〇
	五 産業経済費				
	1	農業行政費	農家数	一戸につき	一一〇、〇〇〇
	2	林野行政費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき	四、七八〇
			公有林野の面積	一ヘクタールにつき	一五、二〇〇
	3	水産行政費	水産業者数	一人につき	三二一、〇〇〇
	4	商工行政費	人口	一人につき	二、〇八〇
	六 総務費				

1 徴税費	世帯数	一世帯につき	六、〇六〇
2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき	一、一〇三、〇〇〇
3 地域振興費	人口	一人につき	六二五
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
八 補正予算債償還費	昭和五十九年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度	千円につき	五五

<p>九 地方税減収補填 債償還費</p>	<p>十 臨時財政特例債 償還費</p>
<p>から平成二十六年 度までの各年度に おいて国の補正予 算等に係る事業費 の財源に充てるた め発行について同 意又は許可を得た 地方債の額</p>	<p>臨時財政特例対策 のため平成六年度 から平成十二年度 までの各年度にお いて特別に発行を 許可された地方債 の額</p>

<p>千円につき</p>	<p>千円につき</p>
--------------	--------------

<p>二四</p>	<p>三三</p>
-----------	-----------

<p>十一 財源対策債償還費</p>	<p>平成六年度から平成二十六年まで各年度の財源対策のため当該各年度において発行に ついて同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>千円につき</p>	<p>二二</p>
<p>十二 減税補填債償還費</p>	<p>個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことが できることとされた地方債の額</p>	<p>千円につき</p>	<p>六四</p>
<p>十三 臨時税収補填債償還費</p>	<p>臨時税収補填のため平成九年度において特別に起こす ことができること</p>	<p>千円につき</p>	<p>一九</p>

市町村			
一 消防費		十四 臨時財政対策 債償還費	とされた地方債の 額
人口		十五 東日本大震災 全国緊急防災施策 等債償還費	臨時財政対策のた め平成十三年度か ら平成二十六年 度までの各年度 において特別に 起こすことができ ることとされた 地方債の額
一人につき		平成二十三年 度から平成二十 六年までの各 年度において 東日本大震災 全国緊急防災 施策等に要す る費用に充て るため発行に ついて同意又 は許可を得た 地方債の額	千円につき 六五
			一一、三〇〇 円

二 土木費				
1	道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルにつき	七六、六〇〇
		道路の延長	一キロメートルにつき	一九〇、〇〇〇
2	港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	二六、五〇〇
		港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、二一〇
		漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一〇、九〇〇
		漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	四、三八〇
3	都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	九四二
4	公園費	人口	一人につき	五三三
		都市公園の面積	千平方メートルにつき	三六、三〇〇

		5 下水道費		6 その他の土木費		三 教育費		1 小学校費		2 中学校費		3 高等学校費		4 その他の教育費	
		人口		人口		児童数		学級数		学級数		学級数		人口	
		一人につき		一人につき		一人につき		一学級につき		一学級につき		一学級につき		一人につき	
		九四		一、七二〇		四三、九〇〇		八二〇、〇〇〇		九、二二八、〇〇〇		一、〇〇八、〇〇〇		九、一二六、〇〇〇	
												六、七八〇、〇〇〇		七三、一〇〇	
														五、〇六〇	

償還費

財源に充てるため
発行について同意
又は許可を得た地
方債に係る元利償
還金

九 補正予算債償還
費

千円につき

八〇〇

昭和五十九年度か
ら平成十年度まで
の各年度において
国の補正予算等に
係る事業費の財源
に充てるため発行
を許可された地方
債に係る元利償還
金

千円につき

五四

平成十一年度から
平成十四年度まで
及び平成十六年度
から平成二十六年
度までの各年度に
おいて国の補正予
算等に係る事業費
の財源に充てるた
め発行について同
意又は許可を得た

十 地方税減収補填 債償還費	十一 臨時財政特例 債償還費	十二 財源対策債償 還費
地方債の額	地方税の減収補填のため平成六年度から平成二十六年 度までの各年度に おいて特別に発行 について同意又は 許可を得た地方債 の額	臨時財政特例対策 のため平成六年度 から平成十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 を許可された地方 債の額
千円につき	千円につき	千円につき
二四	三三	一一

十三 減税補填債償 還費	額	個人の市町村民税 に係る特別減税等 による平成六年度 から平成八年度ま で及び平成十年度 から平成十八年度 までの各年度の減 収を補填するため 当該各年度におい て特別に起こすこ とができることと された地方債の額	千円につき	三四
十四 臨時税収補填 債償還費	臨時税収補填のた め平成九年度にお いて特別に起こす ことができること とされた地方債の 額	千円につき	五三	
十五 臨時財政対策 債償還費	臨時財政対策のた め平成十三年度か ら平成二十六年 度までの各年度にお	千円につき	六五	

	<p>十六 東日本大震災 全国緊急防災施策 等償還費</p>	<p>額 額</p> <p>平成二十三年 度から平成二 十六年度にお ける各年度に おいて東日本 大震災全国緊 急防災施策に 要する費用に 充てるため発 行に同意又は 許可を得た地 方債の額</p>	<p>千円につき</p> <p>一〇三</p>
--	--	---	-------------------------

別表第二道府県の項中「一〇、八六〇」を「一一、二二〇」に、「一、二七七、〇〇〇」を「一、二六九、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「一九、九八〇」を「二〇、一八〇」に、「二、四八九、〇〇〇」を「二、四六七、〇〇〇」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中「酒税」を「法人税」に、「百分の三十二、法人税」を「百分の三十三・一、酒税」に、「百分の三十四、」を「百分の五十並びに」に改め、「並びにたばこ税の収入見込額の百分の二十五」を削る。

附則第四条第一項中「平成二十六年」を「平成二十七年」に、「三十三兆千七百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十二兆八千七百七十二億九千五百四十万八千円」に、「平成二十七年」を「平成二十八年」に改め、同項の表中

三千億円	平成二十七年
_____	_____
を削る。	

附則第五条中「平成二十六年」を「平成二十七年」に改める。

附則第九条中「平成二十六年」を「平成二十七年」に、「から第四号まで」を「及び第三号」に、「八千億円」を「二千七億円」に、「同項第八号」を「同項第七号」に改め、「平成二十七年」にあっては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし」を削り、「平成三十八年度までの各年度にあっては同条」を「平成三十八年度までの各年度にあっては第二十四条」に、「第三号」を「第二号」に、「平成四十一年度まで」を「平成四十二年まで」

に、「加算した額から第四号」を「加算した額から第三号」に改め、「とし、平成四十二年度にあつては同条の規定により算定した額から第四号に掲げる額を減額した額」を削り、同条第一号の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成二十八年度	三千四百三十六億円
平成二十九年度	三千八百七億円
平成三十年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年度	二千五百三十三億円
平成三十三年度	二千九十二億円
平成三十四年度	千六百五十五億円
平成三十五年度	千二百十六億円
平成三十六年度	八百三十三億円

平成三十七年度	五百二十四億円
平成三十八年度	二百八十四億円
平成三十九年度	百三十二億円
平成四十年 度	三十九億円
平成四十一年 度	十二億円
平成四十二年 度	五億円

附則第九条第二号を削り、同条第三号中「附則第四条の二第四項」を「附則第四条の二第三項」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「附則第四条の二第四項」を「附則第四条の二第三項」に改め、同号を同条第三号とする。

附則第十条に次の一項を加える。

3 平成二十七年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融资特別会計の投資勘定から交付税特別会計

に繰り入れるものとする。

附則第十一条に次の一項を加える。

- 3 第二十三条の規定によるほか、前条第三項の規定により財政投融资特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れられた繰入金は、交付税特別会計の歳入とする。

附則第十二条の二の次に次の一条を加える。

(財政投融资特別会計の投資勘定の歳出の特例)

- 第十二条の三 第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第三項の規定による財政投融资特別会計の投資勘定から交付税特別会計への繰入金は、財政投融资特別会計の投資勘定の歳出とする。

(地方財政法の一部改正)

第三条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の二中「平成二十七年度」を「平成三十二年度」に改める。

第三十三条の五の二第一項中「附則第六条の三第一項」を「附則第六条の二第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、平成二十七年度分の地方交付税から適用し、平成二十六年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

(平成二十七年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第三条 平成二十七年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に限り、同条第三項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十七年度の予算から適用する。

(経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第五条 経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条の三の次に次の一条を加える。

（外国為替資金特別会計の歳入及び歳出の特例等）

第十二条の四 外国為替資金に属する実際上交換可能通貨（経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号）。以下この条において「加盟措置法」という。

）第二条第二号に規定する実際上交換可能通貨をいう。以下この項において同じ。）は、加盟措置法第三条第一号に掲げる貸付け（同号に規定する貸付予約の履行を含む。）及び譲受けのために充てることができるものとし、同条第二号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る実際上交換可能通貨は、外国為替資金に受け入れられるものとする。

2 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れ

に係る利子又は手数料の収入又は支出は、外国為替資金特別会計の歳入又は歳出とする。

3 外国為替資金特別会計の負担に属する加盟措置法第三条第二号に掲げる借入れ及び加盟措置法第四条の規定による借入れに係る利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

4 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れにより発生する加盟措置法第二条第一号に規定する特別引出権をもって表示される債権又は債務の価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。

理 由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、地方交付税の総額の確保に資するため、所得税、法人税、酒税及びたばこ税に係る地方交付税の率の変更等を行い、平成二十七年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改革等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公営競技納付金制度を延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。